

○議長（小林哲雄）

日程第3 議案第26号 開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、指定管理者の指定について。現に指定管理者に指定されている者を指定管理者の候補者として選任できるよう、必要な規定の整備を行いたいので、開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例の制定の提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第26号 開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、条文の説明に入ります前に、今回の条例改正の背景について、ご説明をさせていただきます。平成15年に制定、公布された地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が導入され、当町においても条例の整備等を行い、グリーンリサイクルセンター、福祉会館、自転車等駐車場、地域集会施設及び水辺スポーツ公園の5施設について、指定管理者制度を導入し、現在に至っております。本年度、自転車等駐車場及び水辺スポーツ公園の指定期間が満了となることから、来年度以降の指定管理者の選定事務を進めていく中で、現指定管理者の実績等を考慮し、引き続き、現指定管理者を候補者として選定できる旨、規定されている条例がある一方、規定されていない条例もあるということが判明したため、その整合性を図ることを目的として改正を提案するものでございます。

改正内容としましては、更新が規定されていない条例における指定管理者の指定の条文に第2項を追加し、現指定管理者の実績等を考慮し、引き続き、現指定管理者を候補者として選定できる旨、追加をいたします。また、既に更新が規定されている条例においては、議会の議決を経て指定する旨を追加いたします。なお、各条例とも提案理由が同様であることから、一括して上程をさせていただきたいと考えてございます。

なお、先ほど申し上げました5施設のうち、グリーンリサイクルセンターにつきましては、12月会議において条例改正を予定していることから、今9月会議における改正は見送りとさせていただいております。

それでは、議案の説明に入ります。1 ページをお開きください。

開成町条例第 号 開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例、開成町福祉会館条例の一部改正。第1条 開成町福祉会館条例（平成17年開成町条例第17号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前をご覧くださいと思います。漢字表記につきまして、改正後では下から9行目下線部、「者」を平仮名表記に改めるものでございます。これは漢字の「者」につきましては、法律上の人格者、すなわち自然人及び法人を指す場合に用いるのに対しまして、平仮名の「もの」は、一定の行為主体として法人格のない社団、あるいは財団を指す場合にも用いられることから、その表現を改めるものでございます。

2点目は、改正前、改正後ともに下から3行目、現指定管理者の実績等を考慮し、引き続き、現指定管理者を候補者として選定する場合において、「候補者として選定し、議会の議決を経て」の一文が脱落しているため、補完するものでございます。

続いて、2ページになります。開成町自転車等駐車場条例の一部改正。第2条 開成町自転車等駐車場条例（平成17年開成町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらは改正後をご覧ください。下線部を読み上げさせていただきます。2、前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、実績等を考慮して、現指定管理者が引き続き管理を行うことが適当であると認められるときは、現指定管理者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。こちらは、現指定管理者の実績等を考慮し、引き続き、現指定管理者を候補者として選定できる旨の条文を第7条の2項に新設するものでございます。

続いて、3ページになります。

開成町地域集会施設条例の一部改正。第3条 開成町地域集会施設条例（平成18年開成町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。こちらは1ページ目の開成町福祉会館条例の一部改正と同様の改正となりますので、説明は割愛させていただきたいと思います。

続いて、4ページになります。

開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正。第4条 開成水辺スポーツ公園の設置及び管理に関する条例（平成21年開成町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。附則、この条例は、公布の日から施行する。こちらは2ページ目、

開成町自転車等駐車場条例の一部改正と同様の改正となりますので、説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明は終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2 番、高橋久志議員。

○2 番（高橋久志）

確認しておきたいんですけれども、今回の条例改正は、先ほど課長から説明がありましたけれども、グリーンリサイクルセンターは平成16年というふうに聞いておりますし、福祉会館が平成17年、自転車等駐車場が平成17年、それから地域集会施設が18年、水辺スポーツ公園が21年。この五つの施設が現在開成町においては指定管理制度、これは承知をしているところでございます。私は、今回はこの提案にもありますように、指定管理者の候補者として選定できるようにしたと、そのための改正だと。先ほど述べた五つの施設が、従来からそこでやっている指定業者が選定できる形にするわけなんですけれども、今までの改定をしなくてはいけない定めがあるわけなんですけれども、これには全然支障がなかったということで理解してよろしいのかどうか。福祉会館については規定があり、地域集会施設条例については規定があり、それから自転車等駐車場には規定がない。水辺スポーツ公園については規定がない。こういった状況になっておりまして、グリーンリサイクルセンターについては12月に提案すると。これらの内容を含めてという形なんですけれども、先ほど言ったような形で、この条例を制定しないと何か支障が出るということではなくて、統一的な指定管理の内容を同じようにしたということなのかどうか。あわせて、今回の提案する前は、何ら支障も起きていないというふうに我々は受けとめていいのかどうか、この辺をお願いします。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

ただいまのご質問なんですけれども、まず1点目、支障があったかないかという、先に大事なところですからお話をしますと、当然支障はございません。一つは、ただいまご発言ありましたように、統一をしたいということが1点。それから、先行して既に規定をされていた福祉会館と地域集会施設につきましては、その施設の設置目的ですとか性格、規模、このようなものを当初の段階から既に判断をしまして、特定の団体による管理を続けることが効率的であって効果的であるということが、ある程度、制定段階から想像ができていたというところでうたい込まれていたというふうに判断をさせていただきます。

なお、こちらのいわゆる公募と、それからいわゆる更新というものについては、総務省からも、平成15年にこの制度ができて以来、やはり各市町村でも取り扱いにばらつきがあるということで、平成22年の段階で、こういった形で各地方公共団体に

において、施設の対応等に応じて適切に選定を行うことということで、ある程度、選択の幅を町に委ねているという経過もございますので、ここで規定を整えさせていただくというのが最大に目的であるというふうにご理解をいただきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。

文言の中で、今回はものについて、漢字から平仮名という形で変わっています。福祉会館と、あともう一つは地域集会施設が、そのような形で漢字から平仮名に変わったということです。私の認識とちょっと、今説明があった内容と差異がありますので、確認をしたいのですが、法律用語から私が認識していたのは、平仮名のものというのは人と、それから物品、物、いわゆる物品等を含めた形の広い範囲で使うときにものという平仮名を使っていたのではないかなと思うんです。者の漢字のほうは、人、個人をはじめ、そのほかの法人を含めた形で使うときに者というものを使って、これは書かれている文章から個人であるか法人であるかということを読み取れるということで、漢字を使っているという認識を持っていたんですが、今回の説明では、どうもそれが逆のような感じがいたしますが、私の認識とのずれがあるかどうか、確認したいと思います。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

もの、いわゆる者と、それからもう一つ、物、ぶつという漢字と、三つについて、法令上の確認をさせていただきますと、いわゆる者というものについては、法律上の人格者、すなわち自然人及び法人を指す場合。それから、物ですね。これは人格者以外の有体物を指す場合に用いる。それから、平仮名のものの場合、抽象的なものを指す場合や、一定の行為主体として法人格なき社団、財団を指す場合。または、これらと人格者（自然人、法人等を含めて指す場合に用いる）ということですから、平仮名のものを使うことによって、その指す範囲は全てを含んでいるというふうに理解をしているところでございます。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

平仮名の場合は、今言われたように抽象的な表現ということがうたわれていたと思うんですね。そうしますと、指定管理の性格上、どうもふさわしくないのかなと私は判断をしているんです。であれば、今までどおり者のほうがふさわしいかなというふうな感じがするんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井護）

ふさわしいとかふさわしくないというよりも、これは法律の世界の話でありまして、者というのは、いわゆる法人と自然人なわけですね。指定管理者になれる要件というのは、法人もそうですしNPO法人もそうですし、あるいはその他の団体、これらも、いわゆる法人格がない団体であっても指定管理者になり得るということであるとする、者を使うと、これは違うことになるんで、ふさわしいとかふさわしくないとかではなくて、平仮名のものを使わなければ、表現としてはおかしいということですので、ここで訂正をさせていただくということで。

○議長（小林哲雄）

1 番、菊川敬人議員。

○1 番（菊川敬人）

者の場合は自然人とか、あるいは普通の人というのも含まれていると思うんですよ。であれば、同様ではないかなという気はするんですけど、ふさわしいふさわしくないということよりも、こちらでも適するのではないかと思うんですが。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井護）

ですから、者というのは個人も入るわけなんですよ。指定管理者には個人はできないですから、団体でないと。法人があるとか、法人がなければ。ところが者というふうに使うとすると、自然人、個人も入りますから、では個人も指定管理者になれるのということになると、これは違う話になると。

○議長（小林哲雄）

8 番、山田貴弘議員。

○8 番（山田貴弘）

8 番、山田貴弘です。

このたび、指定管理者制度導入施設の管理条例の一部改正についてということで、大変今回内容を見る中では、より開かれた町政運営に臨んでくれるんだなということで、大変喜ばしい文言が入っているなど。その部分は何かと言うと、文言改定の中には議会の議決を経てということで、今まではある程度、数字的なデータの中で指定管理者を定めたものを、議会の議決を得るという、大きな枠をつけて、透明性を図ったということでは大変いい条例改正ではないのかなということで敬意を表しているところなんですけど、今後、議会の議決を経るということは、それなりの制度そのものの仕組みというものが、当然これは必要になってくると思います。これは現段階ある開成町福祉会館条例の中で、指定管理者をされているものは、当然議会から理事というものが出て、日々やっている行動というのは監視、調査している状況がある中で今後、当然議会の議を経てということは自転車置き場、駐車場、水辺スポーツ公園、いろいろな指定管理者に指定する組織の内容というものが我々はわからないと、やはり

議案として議場に提案されても、なかなか審議ができないという状況に陥ってくるのではないのかなというふうに思っているところであります。

そのような中で、今後内容を審議するデータというのを、どこまでオープンするという部分、当然これは監査もかかっているんで、お金的な問題はないと思うんですが、この内部の支出的な部分というのを、どれだけこの議会のほうにオープンにし、普段から見せていくのか。また、考えの中では議会、議員が個々に行って調べて来いという、そういうものを課せるのか。そこら辺の、今後議会に対して議決を経るためのデータとしては、どのような表現をしながら出していくのか。そこら辺、一番気がかりになりますので、説明のほうをよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

1点、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。

ただいま条例改正をお願いしているところの一つ上ですね。例えば、一番最初の福祉会館条例のところをご覧いただきたいんですが、第6条においては、最初に指定をするときには議会の議決を経ているわけでございます。基本的に指定管理者を指定する場合には、議会の議決を経ますので、それは今までとやることはかわらないんです。何が起きているかという、もともと更新ができるという規定があった福祉会館条例において、更新をしたときには議会の議決を経るという言葉が抜けていましたので、非常に変な言い方をすると、更新をするときには議会の議決はなくて決められるんじゃないんですかというお話しになりましたので、今回この一文を入れさせていただいたと。そもそも、その更新に関する規定がないところについては、ここで全文新設をするという形にさせていただいているということで、もしかするとちょっと前のことなんでお忘れかもしれないんですが、指定管理者を指定するときには、議決を経るということで、直近では自治会館でしたか、12月議会のあたりで確か議決を経て、その後指定をしているということですので、やっていることとしてはかわらない。ただ、更新のときに、そもそも規定がなかったことのほうが問題なので、先ほど言ったように足りない部分を補完するというのが今回、主な目的だということで整理をさせていただきたいというふうに思います。

また、その議決を経るに当たっては、管理者には選定委員会というのがございます。選定委員会で基本的には、このものがふさわしいよということで議案として挙げさせていただきますので、その審査内容等については、また議案を、審議されるときに十分にご説明は果たしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(小林哲雄)

討論はないようですので、採決を行います。議案第26号 開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(小林哲雄)

お座りください。起立多数によって、可決されました。